

議案第15号

損害賠償の額を定めること及び和解について

消防救急デジタル無線装置購入に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により次の事項に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、議会の議決を求める。

- 1 事件確認日 令和6年3月21日
- 2 和解の相手方 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号
株式会社ゼネラル（旧：株式会社富士通ゼネラル）
代表取締役社長 増田 幸司
- 3 事件の概要 消防救急デジタル無線装置について、平成24年5月31日付
けで議決を得て31,710,000円で取得した。

同装置の製造業者である株式会社富士通ゼネラルが談合を行ったものとして、平成29年2月2日付で公正取引委員会から課徴金納付命令及び排除措置命令を受けており、これらを不服としていたが、上告が棄却され令和6年3月21日付で同社の敗訴が確定した。

- 4 損害賠償額及
び和解の内容 相手方は市に対し、3,716,412円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和8年2月19日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

消防救急デジタル無線装置購入に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。